

琴平町人権教育・啓発に関する 基本指針（改定版）



2018（平成30）年4月

琴 平 町

日本国憲法

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

はじめに

「人権」とは、誰もが生まれながらにもっている権利であり、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることない基本的権利です。そのことは、日本国憲法でも、すべての国民の基本的人権を保障しています。

しかしながら、依然として、社会生活の様々な場面で、不当な差別や人権侵害が存在しており、近年の社会情勢の急激な変化や情報化、国際化、少子高齢化等に伴い、人権課題は複雑化し、また多様化してきています。

本町においては、1993年（平成5年）2月に「人権尊重都市」宣言し、1995年（平成7年）4月「琴平町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を施行しました。

また、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年琴平町行動計画」を策定しました。その後、継続的に事業を推進していくため、2008年（平成20年）に「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」を策定し、様々な差別の解消と人権意識の高揚を図ってまいりました。

現在の基本指針は策定から10年が経過し、人権を取り巻く状況の変化に対応していくため、この度、基本指針を見直すこととしました。

今後は、この改定した基本指針に基づき、町民の方々や事業者の皆様とともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した町政を進めてまいりたいと考えていますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018（平成30）年4月

琴平町長 小野正人

目 次

第1章 基本指針の改定について

- 1 基本指針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本指針の改定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 基本指針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 基本指針の基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 基本指針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 人権をめぐる動き

- 1 人権に関する国際的な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 人権に関する国・県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 本町の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 人権教育・啓発に関する推進

- 1 人権教育・啓発の意義と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 人権擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ 20

第4章 個別人権課題への対応

- 1 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 7 ハンセン病元患者・H I V感染者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 8 インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 9 性的少数者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 10 様々な人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

資料編

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	39
部落差別の解消の推進に関する法律	41
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律	42
香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例	44
琴平町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	46
琴平町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	47

※「障がい者」の表記について

障害の「害」という表記は、「害」の漢字から受ける、マイナスのイメージがあります。

本基本指針において、障がいのある人に対する誤解や差別を無くしていく観点から、法律名や固有名詞等を除き、「障害」を「障がい」と、ひらがな表記に努めることとしました。

第1章 基本指針の改定について

1 基本指針策定の背景

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」とうたわれています。

本町においては、1993（平成5）年に「人権尊重都市」宣言し、1995（平成7）年「琴平町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を施行しました。そして、個別人権課題に積極的に取り組み、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年琴平町行動計画」を策定しました。その後、継続的に事業を推進していくため、2008（平成20）年に「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」を策定しました。

2 基本指針の改定にあたって

本町においては、この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など色々な場面での人権問題を解決していくために取り組んでいる人権教育・啓発について、その現状と課題や具体的な施策の方向を明らかにすることにより、効果的な推進を目指してきたところであります。

しかしながら、今なお、同和問題や障がい者の人権問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）※1や児童虐待をはじめとする様々な人権侵害が存在しています。

また、近年では、インターネットの急速な普及を背景に、ホームページや電子掲示板の匿名性を悪用した人権侵害などが顕在化し、携帯電話やスマートホンの普及に伴い、大人だけでなく子どもたちまでもが、様々な犯罪や事件に巻き込まれるようになってきており、深刻な社会問題となっています。

さらに、ヘイトスピーチ※2やヘイトクライム※3、災害に伴う人権問題や性的少数者の人権といった新たな人権課題が生じてきています。

このような社会経済情勢の変化や新たな人権課題に対応していけるよう、今後とも人権教育・啓発を積極的に取り組んでいく必要がでてきています。

近年、国においても、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」、2000（平成12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001（平成13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2016（平成28）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などが施行され、あらゆる人権擁護、保護のための対策が整ってきています。

このような状況を踏まえ、これまでの基本指針を継承するとともに発展させ、新たな課題への対応を含めた人権施策の推進を図るとともに、社会全体が人権を理解し、あらゆる差別の解消に向けて協働で取り組めるよう「琴平町人権教育・啓発に関する基本指針」を改定します。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫や恋人など親密な関係であるパートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力など色々な形で身近に存在する。

※2 ヘイトスピーチ

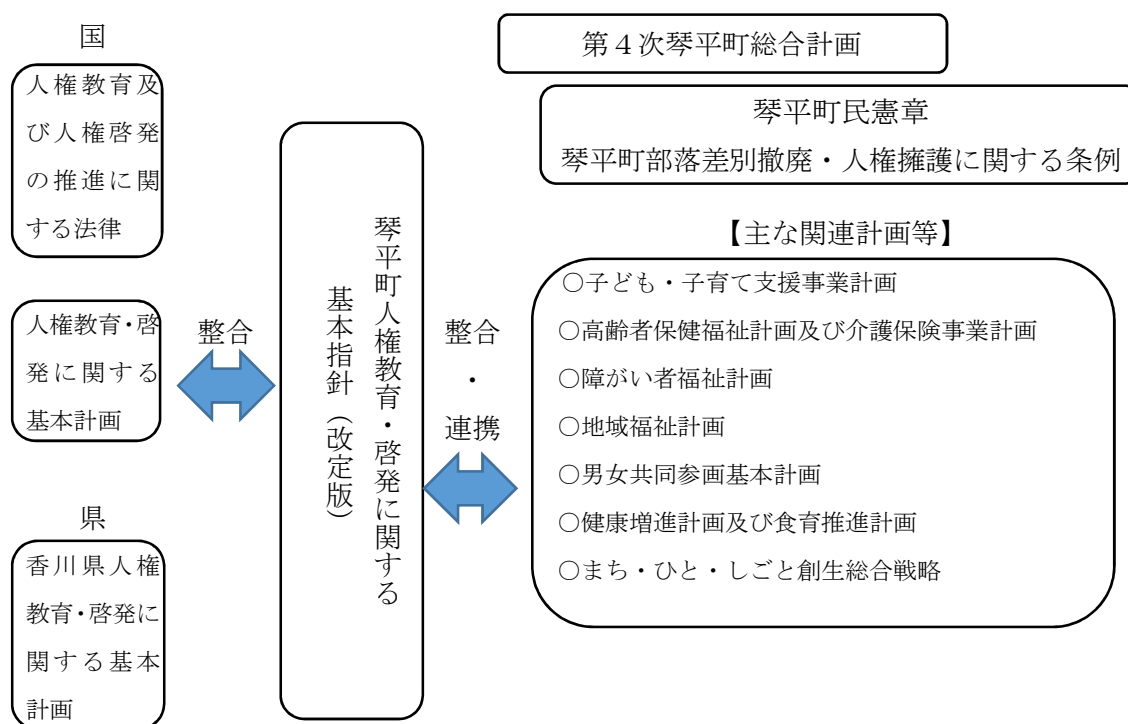
人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障害など自分から主体的に変えることができない困難な事柄に基づいて、個人または集団を攻撃・脅迫・侮辱する発言や言動のこと。

※3 ヘイトクライム

人種、民族、宗教、性的指向などに係る特定の属性を有する個人や集団に対する偏見や憎悪が元で引き起こされる暴行等の犯罪行為のこと。

3 基本指針の位置づけ

この基本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するものであり、「琴平町総合計画策定条例」や「琴平町民憲章制定に関する決議」に基づき策定している琴平町総合計画（現在は、第4次（平成23年～平成32年））のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものであります。



4 基本指針の基本理念

この基本指針は、町民一人ひとりが学校や職場はもとより、家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて人権尊重の理念、人権を相互に尊重するという人権共存の考え方についても正しく理解して実践できる町民を育てることにより、多様性が尊重される社会を構築し、誰もが住みやすい「差別をしない」「差別をさせない」公正な社会の実現をめざすことを基本理念とします。

5 基本指針の見直し

本町の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状、人権問題に関する国、県等の動向や本町が行う「同和地区の実態調査」や「町民の意識調査」による町民の意識等について把握するよう努めるとともに、社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、必要に応じて基本指針の見直しを行います。

第2章 人権をめぐる動き

1 人権に関する国際的な動き

1948（昭和23）年、国連の第3回総会において、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も人権、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争やテロ、迫害により尊い人命が奪われていることから、1994（平成6）年の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、2004（平成16）年12月末で終了を迎えましたが、国連は、2004（平成16）年12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、第1段階として「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組、第2段階として「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組を経てきました。さらに、2015（平成27）年から2019（平成31）年までを第3段階として、最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組が進められています。

このほか、国連では2003（平成15）年から2012（平成24）年までを「国連識字の10年」として取り組むほか、持続可能な共生社会を作っていくために、2005（平成17）年から2014（平成26）年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあ

い解決していく力を育むための取組を各地で進めることとしました。「世界中の人々や将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人々が互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

なお、2008（平成20）年には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。2011（平成23）年12月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

人権に関する国際的な動き	
1948（昭和23）年	「世界人権宣言」国連採択
1965（昭和40）年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）国連採択
1966（昭和41）年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」国連採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」国連採択
1979（昭和54）年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）国連採択
1989（平成元）年	「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）国連採択
1995（平成7）年～ 2004（平成16）年	「人権教育のための国連10年」
2004（平成16）年	「人権教育のための世界計画」国連採択 取組内容 ○「初等・中等教育制度」に焦点を当てた取組 ○「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置いた取組 ○2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いた取組
2011（平成23）年	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択

2 人権に関する国・県の取組

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

我が国の固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年に出された国の同和对策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権に係る課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通して様々な人権問題の解決を目指す活動へと広がってきました。また、一方、女性や障がいのある人などの多様性に対する人権問題について、国際的な動きと連携して男女共同参画社会の実現やバリアフリーに向けた取組などが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取組は十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997（平成9）年に『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取組が進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が1997（平成9）年に施行され、同法による人権擁護推進審議会から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出され、その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年に施行されました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002（平成14）年に策定され、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、2008（平成20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、2011（平成23）年には、基本計画に「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から2001（平成13）年に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申がだされ、答申に基づき、2002（平成14）年に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、2003（平成15）年で廃案となっています。

近年では、2005（平成17）年「犯罪被害者等基本法」、2006（平成18）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」2009（平成21）年「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法

律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2012（平成24）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）など、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組の整備が進んできています。

2016（平成28）年12月には、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

人権に関する国の動き	
1997（平成9）年	「人権擁護施策推進法」施行 『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
1999（平成11）年	「男女共同参画社会基本法」施行
2000（平成12）年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001（平成13）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002（平成14）年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2004（平成16）年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005（平成17）年	「犯罪被害者等基本法」施行
2006（平成18）年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2009（平成21）年	「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

2012（平成24）年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2013（平成25）年	「いじめ防止対策推進法」施行
2014（平成26）年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2016（平成28）年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

一方、香川県においては、1972（昭和47）年に策定した「香川県長期振興計画」や引き続き策定した「香川県県民福祉総合計画」、「香川県21世紀長期構想」において、社会福祉の増進、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に向けた取り組みを行ってきました。

また、1998（平成10）年3月に知事を本部長とする「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999（平成11）年3月には、本件における人権教育の基本指針と施策の方向を示す『「人権教育のための国連10年」香川県行動計画』を策定しました。

2000（平成12）年6月には、21世紀最初の10年間の県政運営の基本指針となる「香川県新世紀基本構想」を策定しました。

また、2011（平成23）年10月に、新たな香川づくりに向けて、2011（平成23）年度から5年間の県政運営の基本指針となる「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定しました。このプランでは、「元気のでる香川づくり」、「安心できる香川づくり」、「夢と希望あふれる香川づくり」を基本指針に、「せとうち田園都市の創造」をめざすこととしています。このうち、「安心できる香川づくり」を構成する施策体系の柱の1つとして、「人権尊重社会の実現」を掲げており、まず、人権啓発の推進に関しては、「あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進」、「企業における啓発活動の支援」、「特定の職業に従事する者に対する研修の充実」、「えせ同和行為の排除」に、人権・同和教育の推進に関しては、「学校における人権・同和教育の推進」、「社会教育における人権・同和教育の推進」に努めるとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者等の「個別の人権課題に対応した人権教育・啓発活動の推進」に積極的に取り組んでいます。なお、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を策定し、2018（平成30）年4月から施行されることとなっています。

3 本町の動き

本町では、同和問題の速やかな解決に向け、同和対策事業特別措置法が1969（昭和44）年に施行されて以来、町政の重要な施策の柱に位置づけ、人権・同和教育の推進と同和地区の生活環境改善をはじめとする諸施策を進めてきています。また、1990（平成2）年2月に町制施行100周年の節目を迎え、次の100年に向かって、より明るく住みよいまちづくりのための目標とした、町民憲章を制定しました。その中の一つの柱として、「人権を尊重し福祉をたかめ、生きるよろこびを大切にしましょう。」と定め、人権尊重の施策を推進していくこととしています。

また、世界人権宣言や日本国憲法の理念を具体化するため、1993（平成5）年2月に「人権尊重都市」宣言を行い、1995（平成7）年4月に「琴平町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」施行し、この条例の具体化を図るため、1999（平成11）年4月に「琴平町同和対策新総合計画」を策定しました。

また、1998（平成10）年に、町長を本部長とする「琴平町人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、国・県の動向と連携を図りながら、より豊かで人権に満ちあふれた新世紀を築くために、「人権教育のための国連10年琴平町行動計画」を策定しました。

そして、2011（平成23）年には、「住んでよし 訪れてよし ことひら」を基本理念とする第4次琴平町総合計画を策定しました。その中の基本目標の一つに「安心・安全で住みやすいまちづくり」を掲げ、同和対策の推進、人権意識の高揚、男女共同参画の推進、多文化共生の推進に取り組んでいます。

しかしながら、今なお多くの人権課題が存在しています。今後、人権教育・啓発の推進にあたっては、琴平町総合計画やこの基本指針をもとに、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における経験や成果を踏まえつつ、国や県の基本計画と整合性を図り、総合的かつ積極的に取り組むことが必要となっています。

第3章 人権教育・啓発に関する推進

1 人権教育・啓発の意義と目的

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を留意しながら、学校教育・社会教育を通じて様々な取組をしています。

学校教育については、それぞれの学校ごとに教育目標を立て、その実現をめざし、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性を培う教育活動を組織的かつ計画的に実施していくものであります。なお、こうした教育活動が途切れることなく、幼児・児童・生徒・学生とつなぎ、それぞれの発達段階に応じた、人権尊重の意識を高める教育を行っていく必要があります。

また、社会教育については、生涯学習の視点にたち、幼児から高齢者に至るまでのそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動の中で、人権尊重の意識を高める教育を行っていくものであります。

こうした学校教育や社会教育において行われる人権教育によって、一人ひとりが、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

人権啓発活動は、広く町民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、これにより、町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、その認識が日常生活の中で、態度面・行動面等において根付くことを目指したものであります。

(1) 地域における人権尊重の環境づくり

町民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身に付けることができるよう、学習の内容や学習の機会の充実を図り、人権教育・啓発の指導者の育成とともに、家庭・地域・学校・事業所などと連携して、人権尊重の環境づくりを推進します。

人権に関する基本的な知識や考え方の習得の推進

- ・人権を尊重する町民意識の高揚を図るため、広報や啓発パンフレット、ホームページなどを活用し、人権啓発を推進します。
- ・人権問題を考えるきっかけづくりとなれるよう、講演会やパネル展などの開催を推進します。

身近で参加しやすい学習機会の提供

- ・各婦人会やPTAなど身近な組織での研修や学習会の充実を図っていきます。
- ・こんぴら大学の講座に人権教育・啓発に関する学習講座を加えるなど講座内容の拡充に努めていきます。

家庭、地域、学校との連携・協力の強化

- ・家庭、地域、学校と連携・協力し、町民が地域でのふれあいと支えあいを深め、町民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図っていきます。
- ・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支えあいの意識の向上を図っていきます。
- ・人権擁護委員の活動支援や活動紹介など連携の強化を図っていきます。
- ・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の育成が図れるような研修や学習会の開催に努めていきます。

(2) 家庭における人権教育・啓発の推進

家族がふれあい、豊かな心を育める温かい家庭をつくっていくため、様々な機会において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深めるための支援を推進します。

また、子どもと保護者が地域で孤立しないよう、関係機関と連携しながら身近な人に気軽に相談できるよう支援に努めます。

家庭における教育力を高めるための支援

- ・家庭における教育力を高めるため、ピヨピヨ広場（保健師・看護師・管理栄養士による乳幼児相談）、子育て支援相談やとっと相談（言語聴覚士による子どもの聞こえやことばについての相談）等の充実を図るとともに、父親の育児参加の促進を図っていきます。
- ・家庭における男女共同参画を進めるため、講演会や研修会などの学習の機会や情報の提供を行っていきます。
- ・子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援する仕組みの構築に取り組んでいきます。

家族がふれあい、豊かな心を育める機会の充実

- ・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのため、「家庭の日」の周知・啓発を図っていきます。
- ・子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場となれるよう琴平町ふれあい交流館（現在の「苗田児童館」）の整備・充実を図っていきます。
- ・家族の絆を深めるとともに、地域住民との連帯感を醸成するため、町民体育祭・豊明文化祭等の周知を行い、参加を促していきます。
- ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図っていきます。

(3) 学校等における人権教育・啓発の推進

命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもを育てるため、また、学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげられるよう、すべての子どもの自己実現をめざす人権教育を推進します。

また、学校等における人権教育・啓発を推進する保育士、教職員が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠であり、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実を図ります。

就学前教育の充実

- ・保育所、幼稚園において、幼児の発達の特徴を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう努めていきます。
- ・子どもや親が人権尊重の意識を高められるよう、交流や体験の機会を設け人権尊重の精神の基礎を築くよう努めていきます。

学校教育の充実

- ・児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身に付けるよう、人権教育の充実に努めていきます。
- ・児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育の充実を図っていきます。
- ・気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法の導入等を検討していきます。

児童生徒に対する相談体制の整備

- ・不登校児童生徒等に対する個別のカウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うため、育成センターの指導員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと教職員が話し合える場の充実を図っていきます。
- ・人権擁護委員による、人権啓発の充実を図っていきます。

保育士、教職員の指導力の向上

- ・保育士、教職員の資質や力量の向上を図るため、人権確立琴平町民会議の学校同和部会による研修、先進地視察等の充実を図っていきます。
- ・研修などを通じて、保育士・教職員の資質の向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めていきます。

(4) 職場における人権教育・啓発の推進

企業等においては、コンプライアンス（法令遵守）の取組を取り入れる動きが広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障害のある人に対する法定雇用率の達成、高齢者や若年層など就労困難層の雇用、個人情報やプライバシーの保護など、人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の自主的な人権教育・啓発を支援します。

また、公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消をめざし、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を推進します。

企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進及び支援

- ・企業等に対して研修教材（リーフレットなど）を配布し、人権教育・啓発の支援を行っていきます。
- ・人権尊重の考え方から、個人情報の保護や情報管理に関する啓発を行っていきます。
- ・商工会との連携を密にしていきます。
- ・ハローワーク（公共職業安定所）との連携を図っていきます。

2 人権擁護

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みや個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別を助長しています。町行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、実際に個人情報の保護を実践できることが重要となっています。

人権擁護委員の活動は、町民のみなさんからの人権相談を受けるとともに、問題解決へのお手伝いや法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済を行っています。また、町民のみなさんに人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動も行っています。なお、近年は、相談内容が多様化・複雑化となってきましたので、関係機関と協力して、研修会などを開催し、町職員・教職員や人権擁護委員等の資質の向上に努めていくことが必要となってきました。

職員等の個人情報の取扱いに対するモラル向上

- ・町職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識※4の向上を図っていきます。
- ・個人情報の適切な管理体制や個人情報に関する業務を適切に行えるような仕組みづくりに努めていきます。

様々な人権問題に対する相談・支援体制の充実

- ・人権擁護委員による人権相談が町民にとって身近で相談しやすい場となるよう周知に努めていきます。
- ・町職員や教職員等が様々な方々からの相談を受けられるよう研修内容や機会を充実させていきます。
- ・町民が気軽に相談できるよう町組織の相談体制等の周知を図っていきます。

※4 セキュリティ意識

安全を守るという意識のこと。

3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められています。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修やパンフレットの配布等による人権教育・啓発の充実に努めていきます。

なお、弁護士や司法書士など八士業者※5、興信所などの調査業者、不動産業者、結婚相談者等の人権に関わりの深い特定の職業に従事する者やマスメディア業界※6等の社会の風潮に大きな影響力をもつ業界についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取り組みが行えるよう、情報の提供に努めていきます。

町職員に対する人権教育・啓発の充実

- ・町民の模範となるべき町職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身に付けられるよう、職員研修等の機会を充実していきます。
- ・職員は、人権課題の当事者と接する機会が多くあるので、町民の立場に立った応対に心がけるとともに、人権に配慮した対応がとれるよう研修や適切な指導に努めていきます。

教育関係者に対する人権教育・啓発の充実

- ・保育士、教職員が人権尊重に対する理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していくため、職員研修を充実させ、資質の向上を図っていきます。

福祉関係者、保健・医療関係者、消防関係者に対する人権教育・啓発の充実

- ・福祉関係、保健・医療関係、消防の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深められるよう、人権啓発の推進及び職員研修を充実させ、資質の向上が図られるよう努めていきます。

※5 八士業者

職務上、住民票や戸籍謄本などを請求することができる八つの職業のこと。

弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士である。

※6 マスメディア業界

不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段となる、新聞・雑誌・ラジオ放送・テレビ放送などである。

第4章 個人人権課題への対応

1 同和問題

(1) 現状と課題

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であります。しかしながら、被差別部落出身者という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など生活の様々な場面で差別を受け、人権を侵害されている人たちがいます。

1965（昭和40）年、国の同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられました。

そして、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じできました。

その結果、同和地区の道路の拡幅をはじめとする住環境の整備は一定の成果をあげることができました。

こうした取組により、同和問題は解決されたかに見えますが、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根深く残っており、また、インターネット上での差別事象などは、拡大の傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

今後は、これまで積み上げてきた成果を踏まえ、より一層、町民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進していくことが求められています。

2016（平成28）年12月には「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と基本理念を掲げ、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落

差別解消推進法) が施行されました。

(2) 施策の方向

○人権・同和教育及び啓発の推進

同和問題の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、町民が参加するあらゆる機会を通じて人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

差別意識の解消に向けた啓発活動の推進

- ・同和問題に対する町民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、広報誌を活用した啓発活動を推進していきます。
- ・同和問題についての学習機会の提供を充実していきます。
- ・国や県、他市町と連携して、人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい知識の周知を図っていきます。

あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動の推進

- ・学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるため、教職員等を対象とした人権研修の充実を図っていきます。
- ・学校、家庭、行政などが連携し、人権教育が行えるよう、新任・新採研やPTA現地研等の充実を図っていきます。

○「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決する上で大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除のため、関係機関との情報交換や連携に取り組みます。

えせ同和行為排除の推進

- ・同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図っていきます。
- ・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応を取ることができるよう、研修や啓発を充実していきます。また、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めていきます。

○身元調査の排除

特定八業種に認められている、職務上の請求権を悪用した戸籍謄本や住民票の不正請求は、結婚や就職などに係る身元調査等、差別を商売にする悪質な行為と言わざるを得ません。「身元調査を依頼しない、させない」ためにも「香川県部落差別

事象の発生の防止に関する条例」等の周知や啓発活動に努めるとともに、登録型本人通知制度の周知を行い、登録推進に努めていきます。

身元調査の排除

- ・ 町民の個人情報保護や権利侵害防止として、戸籍・住民票等の不正取得の早期発見や不正請求の抑止につながる登録型本人通知制度への登録推進に努めていきます
- ・ 結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査を禁止している「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の周知を強化していきます。

○隣保館活動への支援

隣保館は、地域住民の生活安定と向上、社会福祉の充実、教育、啓発、交流活動の推進に積極的に取り組むとともに、同和行政の第一線機関として、周辺地域を含めた地域全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに即した事業の充実を図る必要があります。なお、老朽化している施設の在り方等についても検討を重ねるとともに、町民の意見を聞く必要があります。

隣保館活動への支援

- ・ 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館において、日常生活に根差した啓発活動や住民相互の理解を深める交流事業の充実が図られるよう支援していきます。
- ・ 教育の問題や不安定な就労状況などの諸問題を抱える地域住民の自立支援のため、隣保館が行っている生活上の各種課題や人権問題についての相談事業の支援に努めていきます。
- ・ 連帯意識や自立意識を高揚させ、まちづくりと人づくりに取り組むための施策を推進していきます。

2 女性

(1) 現状と課題

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」のことです。2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

また、男女間の暴力に関しては、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であり、被害が深刻化しやすいとされています。その背景に経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担の意識が根強く残る社会構造の問題があります。

今後は、「琴平町男女共同参画基本計画」2011（平成23）年策定、「琴平町男女共同参画推進条例」2012（平成24）年3月施行に基づき、家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女が共に心豊かに生き生きと生活ができ、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の方向

○男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実を図ります。

男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発

- ・「琴平町男女共同参画推進条例」の趣旨を周知・啓発を行っていきます。
- ・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担の意識を見直し、平等意識の醸成が図れるよう、啓発活動を推進していきます。

○仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。また、女性が自らの意見を表明して行動することや様々な政策・方針の決定に参画できる体制の整備を推進します。

仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

- ・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービスや放課後子ども教室事業の充実や延長保育や一時預かり、児童クラブ事業を充実していきます。
- ・女性活躍推進法に基づき、中讃地域の2市3町の自治体と商工会による「瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会」が実施する講演会の紹介やパンフレットの配布など、情報の提供を行っていきます。

○女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図っていきます。

女子に対する暴力の根絶に向けた周知啓発及び被害者支援

- ・DVやセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）など、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、様々な機会を通じた啓発活動を推進していきます。
- ・被害者の相談、一時保護、自立支援が一体的に行えるよう、相談体制の充実を図っていきます。
- ・被害者の状況に応じて迅速に対応ができるよう、関係機関との連携など支援体制の整備充実を図っていきます。

○生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう必要な支援を推進します。

生涯を通じた健康支援

- ・健康な食生活や食育、がんをはじめとする生活習慣病予防に関する知識の普及・啓発を行っていきます。
- ・男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報の提供を行っていきます。
- ・女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる問題に直面するこ

とに留意し、その不安を対処できるよう相談・教育体制を充実していきま
す。

・女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・治療につなげるた
め、適切な知識や検診の必要性について情報提供や普及啓発を図っていきま
す。

3 子ども

(1) 現状と課題

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関し
ては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて基本原
理・理念として示されています。

国では1994（平成6）年4月に国連の「児童の権利に関する条約」を批准し、
1999（平成11）年に「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並
びに児童の保護等に関する法律」、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等
に関する法律」、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」、2014（平成
26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、「児童福祉法」の改正
など、子どもの人権擁護に積極的な取組を行っています。

しかし、近年、矯激な社会構造の変化に伴い、少子化や核家族化、ひとり親家庭の
増加、人間関係の希薄化や地域における教育力の低下などにより、子育ての孤立化も
進んできています。また、スマートフォンやインターネットの普及、有害な図書やテ
レビ番組などによる大量の情報も氾濫しています。これらのことから児童の商業的性
的搾取、いじめ、不登校、体罰、少年非行、薬物乱用、家庭内暴力、スマートフォン
を介したインターネット上の書き込みによるトラブルや人権侵害など、子どもたちの
人権をめぐる問題が深刻化しています。

このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や
気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題・解決のための相
談・支援体制の充実が重要となってきました。

(2) 施策の方向

○子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として

最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く町民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

子どもの権利に関する意識の啓発

- ・子どもが権利の主体として尊重されるよう、「子どもの権利条約」の趣旨を周知・啓発を推進していきます。
- ・子どもが社会や行政に参画できるよう、子ども議会の開催や職場体験などの学習機会の充実を図っていきます。

○次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、健やかに育つことができるよう、家庭や地域、学校などが一体となって総合的に取り組む組織を構築します。

子どもたちが健やかに育つ環境づくり

- ・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供や相談体制の整備に努めていきます。
- ・子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進していきます。
- ・障がいのある子どもを抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、学習支援員やスクールソーシャルワーカー※7の配置等を行っていきます。

※7 スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

※8 スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

○人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であります。そのため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進していくとともに、子育て家庭に対する相談や助言を行えるようにしていきます。そして、子どもの幸せを第一に考えた子育てを支援していきます。

人権教育（保育）の推進

- ・家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期である乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で、「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進に努めていきます。
- ・保育士等が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身に付けるため、研修の充実を図るとともに、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に反映していけるように努めていきます。
- ・子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行っていきます。

○児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努めていくため、学校、家庭、地域や関係機関が連携できる体制を強化し、これらの問題への予防、早期発見、早期解決ができるよう努めていきます。

児童虐待の防止、いじめや暴力、不登校などへの体制整備

- ・児童虐待防止法など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行っていきます。
- ・保護者の悩みなどの軽減を図り、児童虐待を防止していくため、学校、保健、医療、福祉、警察等との連携を充実させ、早期に発見・対応できるよう取り組んでいきます。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー※8の配置し、いじめや暴力、不登校などの問題について、家庭・地域と共に考え、話し合える機会を提供していきます。

4 障がい者

(1) 現状と課題

障がいのある人や高齢者にかかわらず、すべての人が共に住み、共に生きる社会を築くというノーマライゼーションの理念や、障がいの有無、年齢、性別、文化等の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせる社会（ユニバーサル社会）という考えについては、日常生活に浸透してきています。

国では「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」の制定、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の施行など様々な制度改正が進められており、障がいのある人の自立と社会参加の促進が図られてきています。

しかし、障がいや障がい者に直面した時の行動・対応などは、まだまだ十分とは言えない状況ではないかと思われます。障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己表現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁（バリア）を解消することが大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、障がい者の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域の中で相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図っていくことが重要となってきています。

(2) 施策の方向

○障がいのある人に対する理解や自立・社会参加への支援

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を推進していくために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を行っていきます。また、障がいのある人の特性に応じた支援体制の整備に努めていきます。

障がいのある人に対する理解や自立・社会参加への支援

- ・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報紙に記事を掲載するなど啓発に努めていきます。
- ・障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人の状況に配慮した行動がとれるよう、研修や教育・周知を行っていきます。
- ・障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、ハローワークや障がい者施設との連携を図っていきます。
- ・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労ができるよう、関係機関との連携を図っていきます。

○生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた活動の場の充実を図っていきます。

生涯を通じて自立した生活を送るための支援

- ・乳幼児相談（ピヨピヨ広場）、とっと相談、ことばと子育て相談、こども相談、親子のわんわん教室（発達支援学級）を広く広報し、保護者の負担を軽減し、養育支援や発達支援の充実を図っていきます。
- ・学校における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進していきます。

○権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳を持って生きることができるよう、権利擁護について、関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、相談・支援事業を充実していきます。また、障がいによる差別や虐待を防止する取組も行っていきます。

障がいのある人に対する権利擁護の充実

- ・障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組んでいきます。
- ・障がいのある人が利用しやすい人権相談体制の構築に努めていきます。
- ・障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見ができるよう、相談体制の構築に努めていきます。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

5 高齢者

(1) 現状と課題

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景に、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展するという予測がなされています。こうした中、高い就労意欲を有する高齢者が今までに培ってきた知識と経験をいかし、社会を支える者として生き生きと活躍し続けることが必要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域でいかす取組が求められています。

国では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務付けられました。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図ってきています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

こうした状況の中、高齢者の人権が尊重され、自らの経験と知恵を生かし、生きがいと健康づくり、そして地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことが必要となっています。また、成年後見人制度や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待への対応、悪徳商法や詐欺から高齢者を守るための支援など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、高齢者を地域が見守るという住民相互の支えあい求められています。

(2) 施策の方向

○高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての町民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発を推進します。

高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動

- ・ 高齢者の人権や高齢化について理解を深めていくため、社会福祉協議会、地域包括支援センターや老人会などと協力して、活動状況の報告や情報の提

供に努めていきます。

- ・子どもたちや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を深められるよう、交流の場を提供していきます。
- ・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供していきます。また、介護を担っている家族に対しての支援も総合的に行っていきます。

○高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見つけ、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、様々な分野で活躍できる場所や機会を提供します。

地域での仲間づくりや生きがいづくり活動支援

- ・高齢者が培ってきた経験、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めていくため、高齢者の学習機会やボランティアなどの活躍の機会を充実させていきます。
- ・ACTことひらや公民館など身近な場所で活動ができるよう支援していきます。
- ・高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、文化協会や公民館活動の情報を提供していきます。

○権利擁護の充実

関係機関の協力による、高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見人制度についての情報提供、悪質商法や詐欺の被害を抑止する対策など、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。

高齢者に対する権利擁護

- ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のため、成年後見人制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めていきます。
- ・地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を社会福祉協議会と連携し充実させていきます。
- ・高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談ができるよう相談体制の構築を図っていきます。

6 外国人

(1) 現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化（境界がない）、グローバル化（地球規模）の流れは地方にも及んできています。このような中、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否や、一部の外国人の不法就労や犯罪などで町民が外国人に対して、防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していく上で、行政サービスなどの情報が十分に得られず、生活上の問題や外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。そのような中、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消のための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、町民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境づくり、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会を進めていく必要があります。

(2) 施策の方向

○多文化共生社会の推進

多文化共生社会※9の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進や地域の国際交流活動への町民の参加促進を図ります。

多文化共生社会の推進

- ・日本人と外国人が互いの文化を学び交流する機会を創造していきます。
- ・総合的な学習の時間などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成していきます。
- ・観光マップや防災マップなど住まいや生活について、多言語による情報の提供や相談・支援ができるよう推進していきます。
- ・町職員や教職員が国際感覚を身に付けられるよう研修等を実践していきます。

※9 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

7 ハンセン病元患者・H I V感染者等

(1) 現状と課題

「らい予防法の廃止に関する法律」の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)の施行等を通して、人々の偏見と差別を払拭し、ハンセン病患者(元患者)が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活をおくることができるよう、法律に基づく取組が進められています。ハンセン病やH I V(エイズウイルス)をはじめとする感染症などについては、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要であります。なお、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分な配慮をしながら、偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及や啓発活動を推進していくことが重要であります。

(2) 施策の方向

○感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やH I V感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者(元患者)やH I V感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を行います。

感染症に対する正しい知識の普及
・H I V感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやH I V感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めていきます。
・感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのため予防教室の開催を行っていきます。
・感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談や支援ができる体制づくりに取組んでいきます。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性を悪用して、個人や団体を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を掲載したり、あるいは他人のプライバシー※10にかかわる情報を公開するなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、インターネットを利用する人、しない人などにより情報格差が発生しないよう、情報提供を充実するとともに、インターネット上のモラルなどについて正しい知識や理解を深める学習機会の充実が必要となっています。さらには、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、子どもたちへの指導、教育が重要となっています。

※10 プライバシー

私生活上の事柄をみだりに公開されない法的な保障と権利である。

(2) 施策の方向

○インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。また、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報の提供を充実させていきます。

インターネットの正しい利用

- ・町民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて、正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進していきます。
- ・児童、生徒、保護者に対してパソコンやスマホなどを利用する場合における正しい利用方法や個人の責任に関する指導・教育を行っていきます。
- ・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、適切な対応がとれるよう取組んでいきます。
- ・紙媒体など、様々な媒体を活用した情報提供に取り組んでいきます。

9 性的少数者

(1) 現状と課題

性的指向に関して少数派である人や性同一性障がい者など性自認が一致しないと感じたり、違和感があったりする人に関する人権は、見過ごされてきた人権課題であり、町民の認知度や関心度が低いのが現状であります。

国では、「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能としていますが、最近顕在化してきた人権課題であるがゆえに情報量が少なく、性的少数者に対する偏見や差別意識が横行しており、性的な問題に関心を持つことを恥ずかしがったり、周囲の理解が乏しく自身の性的指向や性自認などを公表することをはばかる風潮にあります。

性少数者とは、戸籍上の性別（生まれたときに決められた戸籍上の性別）、体の性（生殖器の有無、染色体などで判断できる生物学的な性別）、心の性（自分が自覚する性別）、性的指向（恋愛対象がどちらの性にむかっているか）の4要素のうち、それぞれの性の要素の一部が多数の人と違う状態にある人と考えられます。

例えば、

同性愛者・両性愛者（性愛の対象が同性に向かう人、または、男女両方に向かう人）

性同一性障がいのある人（生物学的な性別と自分の自覚による性別が一致しない状態にある人）

性分化疾患のある人（生殖器や染色体の状態が男性、女性のどちらにもあてはまらない、もしくは、どちらにもあてはまる人）が存在します。

性的指向や性自認は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって選択するものでもありません。

これからは、性的少数者とはどのようなものであるか、人の性をどのようにとらえるべきか、実際の人々の性は多様であり、単純に男と女に二分できるものではないことの理解が不可欠であります。社会には様々な「性のありよう」が存在しており、その尊厳や権利を保障されることが求められています。

(2) 施策の方向

○性的マイノリティ（LGBTなど）の理解の推進

性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティ※11など多様な性への理解を深めるための啓発活動に努め、ひとりひとりが個性と能力を十分に発揮できる人権啓発に努めます。

性的マイノリティ（LGBTなど）の理解の促進

・性的マイノリティ（LGBTなど）に関する情報の提供や学習の機会を通じて、意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進していきます。

※11 性的マイノリティ（LGBT）

性的少数者を総称することば。

具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障がい者などが含まれる。

10 様々な人権問題

（1）現状と課題

これまでに取り上げた以外にも、わが国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス、災害に伴う風評被害などに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、人身取引被害などの人権問題があります。

私たちの社会は、実に多様な人々が共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、様々な人権問題について理解を深める必要があります。また、様々な状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取組が必要であります。

（2）施策の方向

○様々な人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、町民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って、情報の収集・把握を行うとともに、正しい理解の普及・啓発に努めていきます。

様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発

・社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報の収集・把握に努めていきます。
・様々な人権問題に関する学習の機会を提供するとともに、広報誌等での啓発活動に努めていきます。

資 料 編

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

部落差別の解消の推進に関する法律

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
に関する法律

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

琴平町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

琴平町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神に涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策につ

いての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(平成12年12月6日公布)

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(平成 28 年 12 月 16 日公布)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組の推進に関する法律

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を

講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(平成 28 年 6 月 3 日公布)

香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

平成8年3月26日

平成8年香川県条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住したことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人またはその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の防止について、国及び市町と協力して必要な啓発を行うものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、住民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するものとする。

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に係る資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第5条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申 出)

第6条 調査の対象とされた者又は当該調査の事実を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第7条 知事は、県内の事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該行為を中止すべき旨及び結婚及び就職に際して

の部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた県内事業者がその勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた県内事業者がこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第8条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

琴平町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成7年3月28日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、町民の責務、町の施策等その他部落差別撤廃・人権擁護に関し必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃・人権擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町民の責務)

第2条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する部落差別撤廃・人権擁護に関する施策に協力するとともに、部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(町の施策等)

第3条 町は、部落差別の撤廃のために必要な環境改善対策に関する事業を迅速かつ計画的に実現させるとともに、就労対策、産業の振興、教育対策、啓発活動及び人権擁護に関する施策を積極的に推進するものとする。この場合においては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(町の施策等の推進)

第4条 町は、前条の諸施策を推進するため、総合的な計画を策定する。

(実態調査等)

第5条 町は、5年ごとを目途に同和地区の実態調査等並びに町民の意識調査を行うものとし、その結果を町の施策の策定及び推進に反映させる。

(行政組織の整備)

第6条 町は、部落差別撤廃・人権擁護に関する施策を推進するため、行政組織の整備に努める。

(審議会)

第7条 町は、部落差別撤廃・人権擁護に必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議するため、部落差別撤廃・人権擁護に関する審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営については、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

琴平町障害を理由とする差別の解消の推進に関する 職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障害者 障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別に定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項」（以下「留意事項」という。）に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(管理監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「管理監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせる

こと。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の責務)

第6条 障害を理由とする差別は、障害及び障害者に対する理解不足が原因となって生じることが多いことから、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、別に定める留意事項に留意し、障害を理由とする差別を未然に防止し、合理的配慮の提供をしなければならない。

2 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(苦情相談等)

第7条 障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他関係者からの相談等に対応するため、琴平町福祉課内に相談窓口を設置する。

2 苦情相談は、職場における障害を理由とする差別を未然に防止する観点から現実に生じている場合のほか、その発生のおそれがある場合又は該当するか否か明確な判断ができない場合においても対象とする。

3 福祉課における相談担当職員は、相談内容を整理し、職員による障害を理由とする差別に該当する場合は、総務課及び人権同和課と連携を図るものとする。

4 苦情処理に当たっては、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより、不利益を受けることのないよう留意しなければならない。

(研修・啓発)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者への適切な対応に資するよう、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。